よくある質問　Q&A

～研修全般に関すること～

Q．愛知県内で愛知県社会福祉協議会以外に介護支援専門員更新研修等を実施しているところはありますか？
A．愛知県社会福祉協議会の他に愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会が以下の研修を実施しています。 （令和８年３月２５日現在） ・専門研修課程Ⅰ ・専門研修課程Ⅱ ・更新研修（実務経験者）８８時間 ・更新研修（実務経験者）３２時間 ・更新研修（実務未経験者）・再研修　の５研修です。 実施方法は５研修全てがオンライン研修。 愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会ホームページ　https://www.aichi-kaigo.org/

Q．介護支援専門員の登録が愛知県以外の都道府県です。現在は愛知県在住のため愛知県で研修を受講したいのですが特別な手続きが必要ですか？
A．他県登録の方が愛知県で研修を受講するには研修受講地の変更等に関する手続きが必要です。現在の住所地が愛知県であっても、介護支援専門員としての登録が愛知県以外の方は研修の申込前に必ず福祉人材センターにお問い合わせください。 【問い合わせ先】愛知県社会福祉協議会福祉人材センター（TEL052-212-5516）

Q．研修開催要項がうまくダウンロードできません。
A．ご希望があれば研修開催要項を郵送します。 送付先を明記した返信用の封筒（角２サイズ：Ａ４サイズの用紙が入るものに１８０円の切手を貼ったもの）を同封のうえ①②を記入し下記までご郵送ください。 ①　ご自身の該当する研修名を明記 「専門・更新研修（実務経験者）」「更新研修（実務未経験者）・再研修」 ②　平日の日中につながりやすい電話番号を明記 ＊郵送でやりとりを行うためお時間がかかります。希望の方は早めの投函をお心がけください。 ＜送付先＞ 〒４６１－００１１ 名古屋市東区白壁１－５０ 愛知県社会福祉協議会　福祉人材センター　ケアマネ研修・試験グループ　あて

Q．研修の申込み時期や実施時期を教えてください。

A．研修の種類によって異なります。

＊ご自身の受講する研修はフローチャート等でご確認ください。

専門・更新研修 （実務経験者）	【申込受付期間】令和８年３月２５日～令和８年４月２７日 【受講決定】６月中旬 →同封の受講決定通知等で日程等の確認→受講料の振込→テキスト等の購入 →研修受講開始 【研修開始(専門研修課程Ⅰ・更新研修８８時間以上)】 令和８年７月～（研修会場での演習は８月～） 【研修開始(専門研修課程Ⅱ・更新研修３２時間以上)】 令和８年９月～（研修会場での演習は１０月～）
更新研修 （実務未経験者）・ 再研修	【申込受付期間】 令和８年８月下旬～令和８年９月下旬（予定） 【受講決定】１０月末 →同封の受講決定通知等で日程等の確認→受講料の振込→テキスト等の購入 【研修開始（実務未経験者）・再研修】令和８年１２月～

研修によって、申込受付期間が異なります。
研修の受講を希望される場合は、期間内にお申込みください。

Q．研修の実施予定日と自身の研修日はいつ分かりますか？

A．研修の実施予定日は募集締め切り後の申込者数によって調整されます。ご自身の研修日及びその他の日程につきましては、受講決定に同封される受講決定事項書及び受講案内にてご確認をお願いします。

原則、こちらが指定した日にちでご受講をお願いしておりますが、疾病等やむを得ない理由が生じた等、不都合が生じた場合、他の空きが出た日程で調整させていただきます。研修日の変更の手続きは受講決定に同封される受講案内をご確認ください。

Q．受講日の指定はできますか？

A．できません。

申込み時の受講希望アンケートを参考に、できるだけ配慮はしますが、非常に多くの方が受講される研修ですので、希望どおりにならない場合もあります。あらかじめご了承ください。

～実務経験者の研修について～

Q．専門研修と更新研修（実務経験者）の違いがわかりません。

A．カリキュラムは同一です。

受講要件が異なります。

研修名	受講要件
更新研修 （実務経験者）	◎有効期間満了日が**令和9年1月1日～12月31日**までの方 ◎現任もしくは有効期間内で実務についていた方（有効期間５年間の内に従事していた期間があれば、現在ケアマネとして従事していなくても受講可能）
専門研修	◎有効期間満了日が**令和10年1月1日～12月31日**までの方 **◎現任の方** ◎下記の実務経験を満たす方 通算実務経験年数**６か月以上の方**→専門研修Ⅰ**受講可能** 通算実務経験年数**３年以上**→専門研修Ⅱもしくは専門研修Ⅰ＋Ⅱ**受講可能** ＊メリットとして更新研修よりも早く受講をすることができます。

（注意１）手続きをしないまま有効期間が満了された場合、更新はできません。

（注意２）体調不良等により更新研修の受講継続ができず、その後、受講できる研修がなくなり、更新手続きが行えないケースが見受けられます。有効期間が満了してしまうと、介護支援専門員として実務に就くことができません。ただし、専門研修の受講継続ができなくなった場合は、有効期間満了日までに余裕があるため、次年度の更新研修への受講が認められる場合があります。**要件を満たす方は専門研修での受講をお勧めします。**ただし、申込者が定員を超えた場合は、有効期間満了日の早い方を優先とし、先着順に決定します。

Q．現在ケアマネ業務を行っていますが、通算実務経験年数が２年３か月しかありません。専門研修Ⅱを受講したいのですが、受講は可能ですか？

A．できません。

専門研修Ⅱは受講要件として、現在介護支援専門員として実務に就いていることに加え、３年以上の通算実務経験年数が必要となります。

専門研修の受講要項の基準日は研修開始時点としますので、専門研修Ⅱの研修開始前までに通算実務経験年数３年を満たす場合には受講が可能となります。

ただし、介護支援専門員の業務から離れる場合には受講要件がなくなります。その場合には申込後であっても速やかに事務局まで連絡をお願いします。

【専門研修の受講要件】

◎現任の方

◎通算経験年数**６か月以上の方**→専門研修Ⅰ**受講可能**

◎通算経験年数**３年以上**→専門研修Ⅱもしくは専門研修Ⅰ＋Ⅱ**受講可能**

なお、有効期間満了日の１年前の受講が必須である更新研修３２時間・更新研修８８時間はこの限りではありません。

～有効期間について～

Q．有効期間が満了しています。試験を受け直す必要がありますか？
A．試験を受け直す必要はありません。 ただし、有効期間が満了しているため、介護支援専門員として実務には就けません。有効期間満了された方が対象の「再研修」をお申し込みください。研修修了後、介護支援専門員証の交付の手続きを行い、専門員証が交付されれば、業務に就くことができます。

Q．有効期間が満了していますが、どの研修を受講すればいいですか？
A．有効期間が満了している方は、「再研修」を受講してください。 再研修は介護支援専門員としての実務経験を問いません。かつて介護支援専門員として実務に就いていても、未経験でも有効期間が満了している場合は、「再研修」を受講してください。

Q．平成１８年３月２３日に発行された登録証明書を持っていますが、有効期間が分かりません。
A．登録証明書の発行年月日に基づき、有効期間が定められています。 なお、平成１８年３月２３日に登録された場合は、平成２３年３月２３日で有効期間が満了していますので、「再研修」の受講となります。

Q．有効期間内に研修が受講できなかった場合（修了できなかった場合）は、どうなりますか？
A．有効期間内に修了できない場合には、更新手続きができません。 有効期間が満了してしまいますので、介護支援専門員として実務に就くことができなくなります。有効期間が満了した場合は、実務経験の有無に関わらず「再研修」を受講してください。

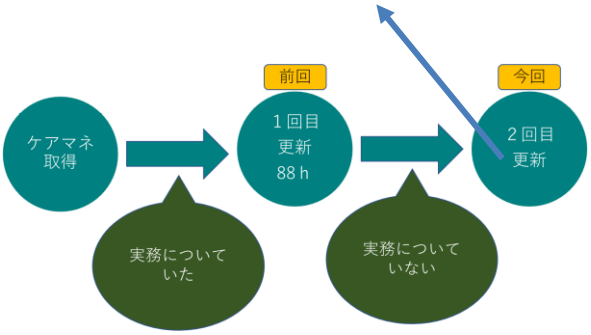
Q．介護支援専門員証の有効期間が近づいてきました。個人あてに更新に関するお知らせ等は郵送されますか？
A．いいえ。 有効期間満了日に伴うお知らせや研修に関する案内等が自動的に個人に通知されることはありません。ご自身で更新時期を把握したうえで管理して頂く必要があります。有効期間の満了日までに必要な研修を修了され、更新のための手続きを行う必要があります。 （更新に必要な研修のフローチャート【令和８年度３月版】はコチラをクリック）

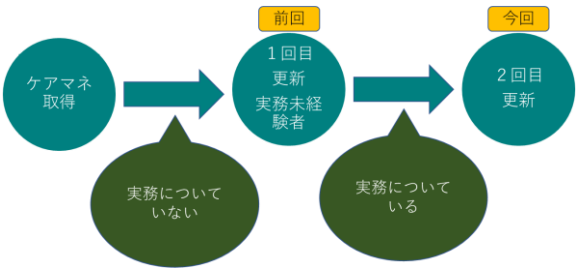
～専門員証の情報と現在の状況が異なることについて～

Q．介護支援専門員証に記載されている名前の姓が変わりました。添付する必要書類はありますか？
A．お名前の変更前後の記載のある公的書類（戸籍抄本、運転免許証の場合は裏書きも含め両面）のコピーを添付してください。※マイナンバーが印字された公的な写しは受付ができません。 なお、研修修了後の更新等の手続きと共に登録内容の変更手続きが行えます。

～どの研修を受講すればよいかについて～

Q．初めて更新をします。現在の有効期間内に介護支援専門員として実務に就いていましたが、今は就いていません。実務未経験者の研修を受講できますか？
A．できません。 有効期間内に介護支援専門員として実務についていた方は、実務経験者向けの研修である更新研修（８８時間以上）もしくは専門研修課程Ⅰ＋Ⅱ（８８時間以上）を受講してください。 ※なお、専門研修課程Ⅰ＋Ⅱ（８８時間以上）については受講要件（現任の介護支援専門員として働いている上、通算実務従事期間が３年以上）を満たす必要があります。

Q．２回目の更新をします。１回目の更新は実務経験者の研修（88 時間以上）を受講しました。１回目の更新手続き後、ケアマネ業務から離れ、現在に至るまで実務に就いていません。１回目の更新手続き以前（ケアマネ取得後～１回目の更新までの間の５年間）にケアマネとしてケアプランを作成していたので、今回も実務経験者の研修を受講できますか？
A．できません。（前回の更新手続き前の経験は考慮されません） 前回の更新手続き以降から現在に至るまで実務に就いていない場合、今回は「更新研修（実務未経験者）」を受講してください。 

Q．２回目の更新をします。１回目の更新後に実務に就きました。１回目は更新研修（実務未経験者）を受講しましたが、２回目の研修はどの研修を受講すればいいですか？
A．今回は実務経験者の更新研修（８８時間以上）もしくは専門研修課程Ⅰ＋Ⅱ（８８時間以上）を受講してください。 ※なお、専門研修課程Ⅰ＋Ⅱ（８８時間以上）については受講要件(現任の介護支援専門員として働いている上、通算実務従事期間が３年以上）を満たす必要があります。 

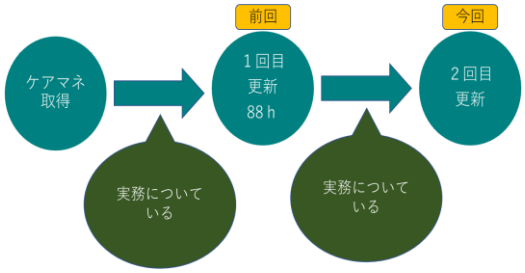
Q．２回目の更新をします。１回目は実務経験者が対象である更新研修（８８時間以上）を修了しました。２回目の研修はどの研修を受講すればいいですか？

A．前回の更新手続き後から今回の有効期間内（５年間）での実務経験によって受講する研修が異なります。

★1 回目の更新以降、介護支援専門員として実務に就いていたことがある場合

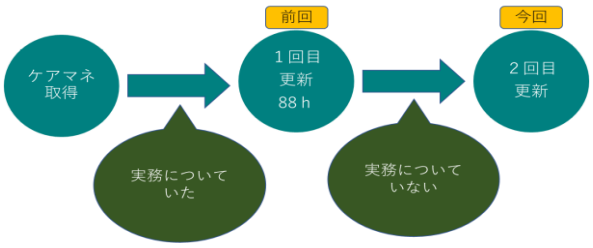
→専門研修Ⅱもしくは更新研修（３２時間以上）を受講してください。

※なお、専門研修課程Ⅱ（３２時間以上）については受講要件（現任の介護支援専門員として働いている上、通算実務従事期間が３年以上）を満たす必要があります。



★1 回目の更新以降、介護支援専門員として実務に就いていない場合

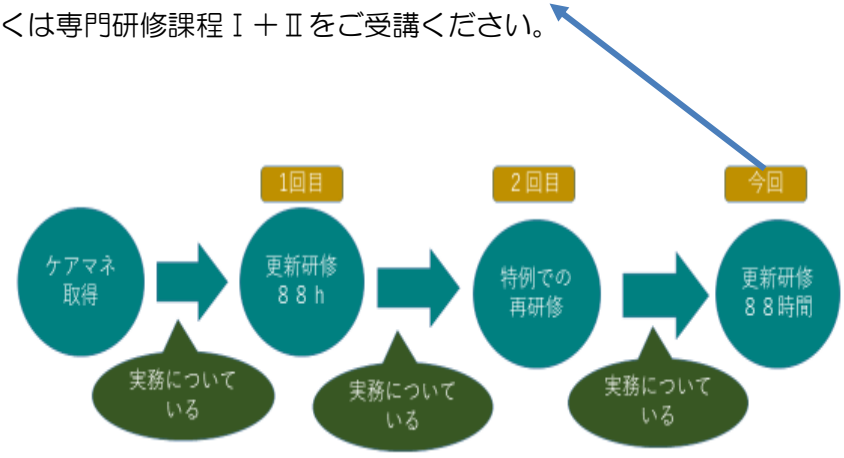
→実務未経験者の更新研修（５４時間以上）を受講してください。



Q．ケアマネとして実務についています。しかし、前回実務経験者向けの更新研修の申込（受講）を失念した等で有効期限が満了していない状況で再研修（特例での再研修）を受講しました。今回は更新研修３２時間の受講のみで更新ができますか？

A．できません。過去に専門研修・更新研修（実務経験者）の受講履歴がある場合でも、前回、有効期間が満了していない状況で再研修（特例での再研修）を受講した方は、次の更新研修までの間で実務従事期間がある場合は、更新研修８８時間もしくは専門研修課程Ⅰ＋Ⅱをご受講ください。

※なお、専門研修課程Ⅰ＋Ⅱ（８８時間以上）については受講要件（現任の介護支援専門員として働いている上、通算実務従事期間が３年以上）を満たす必要があります。



～更新の手続きについて～

Q. 更新研修を修了しましたが、有効期間内に介護支援専門員証の更新手続きをしていませんでした。今からでも更新手続きはできますか？
A．更新手続きはできません。 有効期間内にご自身で更新手続きを行う必要があります。 ＊この場合、有効期間が満了された方が対象の「再研修」を受講することとなります。 （補足） 更新手続きについては、愛知県高齢福祉課へお問い合わせください。（TEL０５２－９５４－６８６１） 愛知県外の登録の方は、ご自分の登録地で更新手続きを行ってください。受付時期等は登録地で異なります。ご注意ください。

Q. 更新のための研修を前年度以前に修了していますが、修了証を紛失したので、申込書に添付ができません。どうしたらいいですか？
A．福祉人材センターまでお問い合わせください。 修了証書の再発行はできませんが、修了を証明する書類の発行ができます。福祉人材センターまでお問合せのうえ申請手続きを行ってください。 愛知県社会福祉協議会福祉人材センター（TEL052-212-5516）

～実務従事期間について～

Q．介護支援専門員の資格を保持しながら地域包括支援センターに保健師・社会福祉士等として配置され、予防プランを作成した場合、実務経験としてカウントできますか？
A．できます。ただし、要介護認定のための調査業務のみを行っていた場合・利用者・サービス提供事業者との連絡調整や補助的業務のみで、サービス計画の作成を行っていない場合は認められません。

Q．要介護認定のための調整業務は実務経験に含まれますか？
A．含まれません。 認定調査員のみを行っている方については、実務未経験者となります。

Q．指定居宅介護支援事業所において管理者をしています。実務経験者の研修を受講できますか？
A．できます。指定居宅介護支援事業所においては、基準上、常勤専従の管理者を置くこととなっており、当該管理者については、実務経験があると認められます。

～専門員証の紛失について～

Q．専門員証を紛失してしまい申込みに必要な書類の添付ができません。どうしたらいいですか？
A．申込みあたり介護支援専門員証等の写しの添付が必要となります。紛失している場合には速やかに愛知県高齢福祉課で登録内容がわかる書類「登録番号等通知書」の発行手続きを行ってください。発行後は速やかに書類の写しを愛知県福祉人材センターあてに提出してください。 【問い合わせ先】愛知県　福祉局　高齢福祉課　介護保険指導第二グループ（TEL052-954-6861） ＊登録地が愛知県外の方は、登録のある都道府県へお問い合わせください。

～その他～

Q．主任介護支援専門員の資格を持っています。主任介護支援専門員においても、有効期間が設けられるとのことですが、更新のための研修は何を受ければいいのでしょうか？
A．主任介護支援専門員の更新のためには、主任介護支援専門員更新研修を受講していただく必要があります。受講にあたっては要件を満たしている必要があります。 詳細については、 ◆愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会 HP　https://www.aichi-kaigo.org/ ◆日本福祉大学社会福祉総合研修センターHP　https://www.n-fukushi.ac.jp/recurrent/biz/aichi/caremanager/ をご確認ください。（令和８年３月２５日現在） **主任介護支援専門員更新研修を介護支援専門員証の有効期間内に修了される場合は、介護支援専門員更新研修（本会実施）を受けたものとみなされます。主任介護支援専門員更新研修の受講に際しては要件がありますので、上記実施団体にご確認ください。** ＊現在の有効期間内に主任介護支援専門員更新研修を受講できない場合は、介護支援専門員更新研修を受講していただき、証の有効期間が満了とならないようご注意ください。